

令和3年7月26日

金融庁総合政策局リスク分析総括課大手銀行モニタリング室
監督局外国証券等モニタリング室 御中

一般社団法人全国銀行協会

「モデル・リスク管理に関する原則（案）」に対する意見

令和3年6月25日（金）付で意見募集のあった標記の件に対する意見を別紙のとおり取りまとめ、提出いたしますので、何卒ご高配賜りますようお願い申し上げます。

以 上

モデル・リスク管理に関する原則(案)に対する意見

No	頁番号・項番	該当箇所	コメント	理由等
1	p.2 II.適用	FSBにより選定されたG-SIBsの本邦子会社であって金融庁による健全性に係るモデルの承認を受けている金融機関	該当箇所にてターゲットとしている金融機関が海外G-SIBsの本邦子会社である場合はその点を明確化いただきたい。	該当箇所にて本邦G-SIBsの子会社が含まれるか不明確なため。
2	p.2 II.適用	高速取引業者からの受託取引量が多い者など金融市場の公正性の観点から重要な金融機関	①該当する金融機関はどのようなプロセスで決定されるのか明確化いただきたい。 ②該当する金融機関におけるどのような取引・モデルのリスクを想定して適用範囲に記載されたか、背景をお伺いしたい。	①本原則が適用される会社を誰がどのように決定するのか不透明。 ②該当箇所にて重要視されているリスクが不透明。
3	p.3 III.定義 (a)モデル	「モデル」とは、定量的な手法(複数の定量的な手法によって構成される手法を含む。)であって、理論や仮定に基づき入力データを処理し、アウトプット(推定値、予測値、スコア、分類等)を出力するものをいう。	モデルの定義として、「定量的な手法であって、理論や仮定に基づき入力データを処理し、アウトプット(推定値、予測値、スコア、分類等)を出力するものをいう。」とされているが、単純なアルゴリズム(四則演算のような単純計算等)や規制上の標準的方式の算式を実装・システム化したものは管理対象外とすることが許容され得るのであれば、その点について明確な表現とすることが望ましいと考える。	対象となる「モデル」については、「モデル」と言われるもの全てなのか、一定の範囲のものに限定されるのか、あるいは、各行の判断に委ねられるのかについて確認させていただきたい。
4	p.4 IV.モデル・リスク管理における重要な概念 (1)3つの防衛線	3つの防衛線における組織構成のあり方や役割と責任の割り当てには様々な形が考えられ、防衛線の完全な分離が現実的でない場合もあり得る。どのような態勢であれ、金融機関は、自社のモデル・リスク管理態勢において、いかに実効的なけん制を確保するかを検討する必要がある。	本原則は、一律に形式的な防衛線の分離を求めるのではなく、実効性を伴ったモデル・リスク管理の運用がなされているかに着目しているとの理解でよいか。	左記の条文にも記載のとおり、本原則の趣旨はガバナンスの強化であり、組織を分離することが目的ではないと受け止めているため。
5	① p.8 V.モデル・リスク管理に関する原則 4. 1. モデル承認 ② p.9～p.10 V.モデル・リスク管理に関する原則 6. 1. モデル検証、 6. 5. モデル検証におけるリスクベース・アプローチ	①「モデル承認者は、モデル使用に関する制約等の条件を付した承認や、モデル使用の拒否を行う権限を持つべきである。」 ②「モデル検証では、モデルの仕様及び理論の適切性、モデル使用の適切性、モデルの制約等を確認する。」「ビジネス環境の変化、モデルの性能低下、モデルの制約等の状況も考慮することが必要である。」	①「モデル使用に関する制約等」とある一方、他の箇所では「重要な欠陥等が発見されたモデルについては、2線が使用を制限する権限を持つ。」(p.5のモデルライフサイクル)など、文言が混在しているように見受けられる。使い分けをされていないのであれば、例えば「制限」に統一いただきたい。 ②「モデルの制約等」は、「モデル使用の制限等」もしくは「モデルの限界等」ではないか。参考の英文では“limitations”を用いられているが、文脈上はどちらの可能性もあると思われるので、いずれの意図か明確にいただきたい。	—
6	—	—	今後のスケジュールについて、本原則の確定・公表以降、モデル・リスク管理に係る監督行政を進めるにあたり、各金融機関に対しどのような対応を求められるのか、具体的なタイム・ラインをお示しいただきたい。	—